

公示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

令和7年3月21日

支出負担行為担当官

厚生労働省老健局長 黒田 秀郎

1 公募内容

(1) 事業名

福祉用具貸与価格適正化推進事業

(2) 事業の目的

福祉用具の価格設定は、事業者の裁量によることから、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題があった。

これを踏まえ、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会）及び「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成29年12月18日社会保障審議会介護給付費分科会）においては、適切な貸与価格を確保する観点から、貸与価格の全国的な状況を把握し、公表する仕組みを構築するほか、貸与価格に上限を設けるべき等の内容が盛り込まれた。

これに対し、徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保するための仕組みを構築することとした。

具体的には、「介護保険制度の見直しに関する意見（平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会）」等を踏まえ、平成30年10月以降、商品ごとに全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うこととしている。

これら公表等に当たっては、現行商品の価格情報のみならず、今後、市場化される新商品の価格情報の継続的な把握も必要となることから、本事業において、制度の適切な運用に向けた取組を実施する。

(3) 事業の内容

- ・福祉用具届出コードの申請受付・付与・削除
- ・福祉用具届出コード等の公表
- ・公益社団法人国民健康保険中央会との連携
- ・全国平均貸与価格、貸与価格の上限の公表
- ・相談窓口の設置
- ・連絡会議の開催に係る準備、運営 等

詳細は「福祉用具貸与価格適正化推進事業調達仕様書」のとおり。

2 公募に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人

又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされており、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険料等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (7) 資格審査申請書等に虚偽の事実を記載していないこと。
- (8) 暴力団排除に係る誓約書を提出できる者であること。
- (9) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (10) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (11) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。）第 73 条の規定に基づく一般競争参加者の資格として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク（JISQ15001）」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本工業規格 JISQ27001）の認証」のうち、いずれかを取得していること。
なお、これらのいずれも取得していない場合は、その取得に向けた申請手続きを令和 7 年度の早期に行うこととし、取得するまでの間は、受託事業者において個人情報保護規定を定め適切な管理体制を整備していること。

3 仕様書を交付する日時及び場所

- (1) 日 時
令和 7 年 3 月 21 日（金）～ 3 月 31 日（月） 10 時～12 時 15 分、13 時 15 分～17 時 15 分
- (2) 場 所
〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省老健局高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係 松本/石川
電話 03-5253-1111 内線 3985

4 特殊な技術及び設備などの条件

- (1) 福祉用具に関する全国規模の調査研究等（例：「福祉用具・介護ロボットの貸与（販売）価格の適正化に関わるシステム構築に関する調査研究」（※）の実施経験を有するなど、福祉用具に精通し、十分な知見を有している者を配置していること。
※ <http://fukushiyogu.or.jp/guide/index.html>
- (2) 契約日から、仕様書に記載された「4 事業内容等」中の業務のうち、特に以下の業務に

対応できる体制があること。

- ①福祉用具届出コードの申請受付
- ②福祉用具届出コードの申請内容の審査
- ③福祉用具届出コードの付与
- ④福祉用具届出コード等の削除
- ⑦相談窓口の設置

5 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

- (1) 意思表示期限 令和7年4月8日(火)17時必着 (意思表示期限)
- (2) 意思表示先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係 松本/石川
- (3) 意思表示方法 直接(持参)又は郵送
- (4) 意思表示様式 ア 様式任意(参加資格を満たしていることを明記した誓約書)。
添付資料として、簡潔にまとめた会社(団体)概要(名称、所在地、
人的体制、設立状況、事業実績等)を併せて提出すること。
イ 意思表示に関する誓約書(別添様式1)
ウ 暴力団等に該当しない旨の誓約書(別添様式2)
エ 保険料納付に係る申立書(別添様式3)
オ 4の条件を満たす実績を示す書類(福祉用具の知見を生かした取
組内容、過去の調査研究・研修等、類似事業の実績、概要等)

6 その他

- (1) 公募の結果、応募者が複数の場合、一般競争入札(最低価格落札方式)を行うものとする。
- (2) 別添様式1及び別添様式2の誓約書若しくは別添様式3の申立書を提出せず、虚偽の誓約をし、又は誓約書若しくは申立書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

意思表示に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、意思表示時までには是正を完了しているものを除く。）。
- 3 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官

厚生労働省老健局長 殿

暴力団に該当しない旨の誓約書

(私 / 当社) は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の氏名又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること

保険料納付に係る申立書

当社は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

支出負担行為担当官

厚生労働省老健局長 殿